

---

---

## 平成24年度 国頭村健全化判断比率の公表

---

---

### 1. 健全化判断比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に制定されました。自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、早期是正を促します。

### 2. 財政の状況を判断する四つの指標及び公営企業の経営状況を示す指標について

①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な収入)に対する比率です。
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした赤字の標準財政規模に対する比率です。
③実質公債費比率	一般会計が負担する元利償還金の標準規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業の元利償還金に充てるための繰出金等も含まれます。
④将来負担比率	現時点での借入金残高や退職手当等、将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率です。
資金不足比率	公営企業会計(簡易水道特別会計等)の資金不足額の事業規模(営業収入)に対する比率です。

### 3. 基準を超えた場合について

早期健全化基準	「財政健全化計画」を策定し、議会の議決の経て財政の健全化を図らなければなりません。
財政再生基準	「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て総務大臣に協議し、その同意を得て財政の再生を図らなければなりません。
経営健全化基準	「経営健全化計画」を策定し、議会の議決の経て財政の健全化を図らなければなりません。

## 国頭村の健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	9.8	48.3
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

## 国頭村の資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位:%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
国頭村簡易水道 特別会計	—	20.0

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。